

動物実験施設災害対策マニュアル

福岡工業大学

動物実験施設

動物実験施設災害対策マニュアル

この動物実験施設災害対策マニュアルは、動物実験施設で地震、津波、風水害、火災等が発生した場合に備えて、事前に緊急時における対応策を定めたものである。災害に伴い、緊急の事態が発生した場合には、迅速且つ的確な判断と臨機の対応が要求される。

【基本的考え方】

1. 人命の優先と安全の確保

いかなる場合でも教職員、研究者、学生、来訪者等の人命の安全確保を最優先する。

2. 地域環境への配慮

感染の防止、実験動物の逸走防止、化学物質等の流出防止に努め、また汚水、汚物の処理・保管等にも充分留意し、施設外（周囲・近隣）への汚染の拡大防止に配慮する。

3. 地域住民への対応

地域住民の求めがあれば「施設」の状況について説明するなど、地域住民に対して、無用な不安を与えないよう配慮する。

4. 動物福祉への配慮

動物の飼育あるいは実験の継続が困難と判断した場合、又は動物の存在が人及び他の動物に有害であると判断した場合、若しくは動物に著しい苦痛が及ぶと予測される場合は、「福岡工業大学における小動物実験に関する規程」の目的並びに「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号改正、平成12年12月1日環境省告示第59号、平成19年11月12日環境省告示第105号）」に従って動物を安楽死させる。

5. 飼養動物数の調整、最小限の動物飼育の継続

災害後の飼育の継続が可能と判断した場合でも、これから起こり得る事態（例：余震、二次災害等）や復旧状況、飼育器材及び床敷、水、飼料等の資材の在庫を考慮し、飼養動物数を調整し、最小限の動物の維持に努める。

【対応策】

1. 人命安全、火災の対応

・いかなる場合でも身体の安全確保を最優先する。火災が発生した場合、小規模であれば初期消火等を行う。

2. 実験中の動物への対応

- ・災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逸走しないよう万全を期す。
- ・実験中の小動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- ・麻酔下で手術中の動物については安楽死する。

3. 使用中の機器への対応

運転を緊急停止する。

4. 使用中の薬品への対応

落下しないよう床に置く等の対処をする。

5. 電気・水道への対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6. エレベーター使用中の対応
 - ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
 - ・脱出困難な場合は非常用インターホンを押す。
7. 飼育室・実験室からの脱出
 - 脱出時には動物の逸走がないよう必ず扉を閉める。
8. 災害発生の通報
 - ・同一階に大声で事態を知らせる。
 - ・守衛室に連絡する（内線2393）。
9. 動物実験施設外への脱出
 - ・近くの階段及び非常口を使用して脱出する。
 - ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
 - ・エレベーターは使用しない。
10. 動物実験責任者への状況報告
 - 当日、実験を実施した者は、後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告する。
11. 災害後の点検及び確認
 - 動物実験責任者は建物倒壊の危険等を考慮して指示を出す。この場合、ヘルメット等を着用できるよう準備しておくこと。
 - ・施設全体の被害状況の概要把握
 - ・飼育室外への動物の逸走の有無の確認
 - ・飼育室内に逸走動物がいる場合の動物の収容
 - ・水道、電気、空調等の点検
 - ・飼育器材や衛生器材を保管している物品庫及び飼料庫の確認
 - ・動物用の飲用水の確認
 - ・動物の屍体を収置している保管機器の確認
 - ・公私立大学動物実験施設協議会及び文部科学省への状況報告
12. 災害後の動物の確認と安楽死
 - ・建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験責任者及び動物実験施設長に対処を相談する。
 - ・災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、動物実験責任者と協議の上、研究者が実験用動物を安楽死する。
13. マスコミや一般市民からの質問あるいは取材依頼等に対する対応
 - ・動物実験責任者を窓口とし、対応の仕方を決定する。必要と思われる場合には、公私立大学動物実験施設協議会及び文部科学省等と協議する。
 - ・対応内容については公私立大学動物実験施設協議会及び文部科学省等に報告する。
14. その他
 - ・各自で必要と考えられる措置をしなければならない場合、動物実験責任者及び動物実験施設長に連絡する。